



## オンライン（Zoom）で実施

### 【短期研修】18.医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修

お問合せ先 研修・業務課課長補佐 048-458-6185

#### ■ オンライン研修受講に係る諸条件等について

オンライン講義受講に係る諸条件等は、下記のとおりとなりますのでご注意ください。

#### 記

1. 全ての講義は、ZOOMシステムを使用したライブ形式で実施します。  
(録画の公開（配信）は行いません。)
2. 本院に来院してのオンライン受講は認めておりません。
3. ZOOMが使用できる接続環境が必要です。事前に受講場所（勤務場所、自宅等）でZOOMの接続確認を必ず行ってください。（演習科目等でZoomの諸機能（画面共有・ファイルの送受信ほか）を使用することから、ZoomをインストールしたPCでの受講を推奨します。タブレットやスマートフォンでは、これら機能を十分に使用できないことがあります。また、PCであっても職場等のセキュリティ環境によって、上記諸機能が使用できないこともあります。予め所属機関のネットワーク担当部署へご確認くださいませますようお願いいたします。）  
研修受講時には、1人に1台のPCをご準備ください。
4. インターネットへの接続環境やPC及び受講に必要なソフトウェアの準備は受講側で行っていただきます。  
※必要なソフトウェア：Office2013以降のWord、Excel、PowerPoint、Acrobat Reader  
※PCは、マイク、カメラが必須です。OS環境はWindows10を推奨します。  
(後付けのマイク・カメラを使用されても構いません。)
5. 個別の接続に関する技術的なサポートは、本院では行えませんが、所属機関のネットワーク担当部署へご相談してください。
6. 講義資料は、本院の遠隔教育システムに電子ファイルで掲載します。紙媒体が必要な場合は、受講側で印刷してください。  
※著作権に抵触する恐れがありますので、講義資料を印刷した後の電子ファイルは、必ず消去してください。電子ファイルを消去せず、自身のPC、外付けハードディスク等への保存および他人へ電子ファイルを送信することは禁止いたします。
7. 研修画面をビデオカメラ等で録画することは、禁止いたします。
8. 受講場所は、職場、テレワークでの自宅等、受講場所は、問いません。  
ただし、研修期間中は、研修に専念してください。  
※職場から参加される方は、研修中に業務等で席を外されることのないよう、職場の理解を予め得ておく等の対応をお願いいたします。

#### ■ 目的

地域連携およびチーム医療の視点から、地域医療全体に資する医療ソーシャルワーカーのリーダーシップ機能とマネジメント機能を修得する。

#### ■ 対象者

病院等の施設において医療ソーシャルワーカーの業務に従事している者

#### ■ 受講資格

医療ソーシャルワーカーとして実務経験原則10年以上の者（資格の有無は問わない）

●受講に必要な様式がダウンロードできます。

#### 必要書類

- ◆ 派遣機関の公文書（参考様式）
- ◆ 受講申込書(様式2)
- ◆ 申込書別紙

#### 【参考資料】

- ◆ 医療・福祉研修実施要領 (PDF)

#### ▶ 注意事項

#### ▶ 遠隔教育システムログイン方法

## ■ 定員

各回40名

## ■ 研修期間

第1回 2022年6月27日（月）～2022年6月29日（水）（3日間）

第2回 2022年11月14日（月）～2022年11月16日（水）（3日間）

## ■ 受付期間

第1回 2022年3月25日（金）～2022年4月26日（火）（郵送必着）

第2回 2022年8月1日（月）～2022年8月31日（水）（郵送必着）

\* 都道府県衛生主管部（局）を経由しての申し込みとなります。

## ● 一般目標

地域連携及びチーム医療の視点から、地域医療全体に資する医療ソーシャルワーカーのリーダーシップ機能とマネジメント機能を修得する。

## ● 到達目標

1. わが国の医療及び医療ソーシャルワーカーの現況を理解し、その概要を説明することができる。
2. 人権擁護の概念を理解し、その概要を説明することができる。
3. チーム医療の概念を理解し、その概要を説明することができる。
4. 地域連携の概念を理解し、その概要を説明することができる。
5. リーダーシップ機能とマネジメント機能を活用することができる。

## ■ その他

### 《受講申込》

1. 受講希望者は、受講資格があることを確認した上、所属長の責任で作成された受講申込書を都道府県衛生主管部（局）長へ提出して下さい。
2. 都道府県衛生主管部局（長）は、管内の関係施設又は関係機関等の受講希望者を取りまとめ、受講申込書を添付の上、任意の公文書（参考書式例添付）により国立保健医療科学院 総務部研修・業務課あて提出して下さい。なお、受講希望者が2名以上いる場合には優先順位を明記して提出して下さい（様式任意）。

（送付先：〒351-0197 埼玉県和光市南2-3-6  
国立保健医療科学院総務部研修・業務課）

### 《受講決定》

1. 受講者の決定は、国立保健医療科学院から、都道府県衛生主管部（局）長に通知いたします。
2. 所属長あての受講決定通知は、都道府県衛生主管部（局）長から行って下さい。
3. 受講決定者については、受講に関する書類等を国立保健医療科学院より別途本人あて発送いたします。

### 《経費負担》

受講料等は必要ありません。

## ■ 研修内容

SBOs	科目及び講義課題	時間数
1. わが国の医療及び医療ソーシャルワーカーの現況を理解し、その概要を説明することができる。	1. 地域包括ケアと医療ソーシャルワーク	A1.5
	2. 期待される医療ソーシャルワーカー像	A1.5
	3. 医療現場のプロジェクト評価	A2
2. 人権擁護の概念を理解し、その概要を説明することができる。	1. ソーシャルワークの倫理と人権擁護	A1.5
	2. リスクマネジメント	A1.5
3. チーム医療の概	1. 他職種との協働・チームワーク	A1.5

念を理解し、その概要を説明することができる。

- |                                   |                        |      |
|-----------------------------------|------------------------|------|
| 4. 地域連携の概念を理解し、その概要を説明することができる。   | 1. 地域連携                | A1.5 |
|                                   | 2. 地域医療連携              | B8.5 |
| 5. リーダーシップ機能とマネジメント機能を活用することができる。 | 1. 医療ソーシャルワークのスーパービジョン | A1.5 |

合計 21時間

Aは講義、Bは演習、Cは実験、Dは見学、Eはその他

---

[▶施設情報](#)

[▶寄宿舍情報](#)

社会福祉主管部(局) }  
 高齢者福祉主管部(局) } 長 殿  
 子育て支援主管部(局) }

国立保健医療科学院長  
 (公印省略)

令和4年度「医療・福祉に関する分野」の研修の実施について

令和4年度「医療・福祉に関する分野」の研修について、下記のとおりオンライン (Zoom) により実施しますので、貴管内の関係機関等へ周知の上、受講者の派遣について御配慮をお願いします。

様式等詳細については、本院ホームページ (<https://www.niph.go.jp/>) からダウンロードの上、御確認ください。  
 また、受講申込に当たっては、各主管部局においてお取りまとめいただくとともに提出期限を厳守されるよう併せてお願いします。

記

研 修 名 ・ 研 修 期 間	受講申込書類の提出期限 (郵送必着)
1 都道府県・指定都市・中核市指導監督中堅職員研修 ① 社会福祉法人・老人福祉施設担当 研修期間：令和4年 5月31日(火)、6月1日(水)	令和4年 4月12日(火)
② 社会福祉法人・障害者福祉施設担当 研修期間：令和4年 5月31日(火)、6月2日(木)	
③ 社会福祉法人・児童福祉施設担当 研修期間：令和4年 5月31日(火)、6月3日(金)	
2 ユニットケアに関する研修 (施設整備・サービスマネジメント) 研修期間：施設整備 令和4年 7月 6日(水) 及び 7月 8日(金) サービスマネジメント 令和4年 7月 6日(水) ～ 7月 7日(木)	4月28日(木)
3 福祉事務所長研修 研修期間：令和4年 7月27日(水) ～ 7月29日(金)	5月27日(金)
4 生活保護自立支援推進研修 研修期間：令和4年 9月14日(水) ～ 9月16日(金)	7月 1日(金)
5 児童相談所の連携機能強化に向けた中堅職員研修 研修期間：令和4年11月 9日(水) ～11月11日(金)	9月 2日(金)
6 婦人相談所等指導者研修 研修期間：令和4年11月30日(水) ～12月 2日(金)	9月16日(金)
7 介護保険における保険者機能強化支援のための都道府県職員研修 研修期間：令和4年 9月 26日(月) ～ 9月28日(水)	7月22日(金)
8 介護保険における保険者機能強化のための指定都市職員研修 研修期間：令和4年9月26日(月)、9月29日(木)、9月30日(金)	7月22日(金)
9 医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修 (第1回) 研修期間：令和4年6月27日(月) ～6月29日(水)	4月26日(火)
(第2回) 研修期間：令和4年11月14日(月) ～11月16日(水)	8月31日(水)

社会福祉研修担当者 殿

国立保健医療科学院  
総務部研修・業務課

令和4年度「医療・福祉に関する分野」のオンライン (Zoom) 研修の実施について

関係主管部 (局) 長宛てに通知しましたとおり、令和4年度「医療・福祉に関する分野の研修 (研修一覧参照)」をオンライン (Zoom) にて実施しますのでお知らせします。

- ① 本院ホームページのトップページの (<https://www.niph.go.jp/entrance-index2/>)  
「研修案内」→「令和4年度 研修案内」の中の「短期研修」の「医療・福祉に関する分野」  
→該当する研修名をクリックしてください。  
下記、研修一覧のURLを併せて御参照ください。  
([https://www.niph.go.jp/entrance/r4/pdf/bosyuyoko\\_r4.pdf](https://www.niph.go.jp/entrance/r4/pdf/bosyuyoko_r4.pdf))
- ② 受講申込様式は本院ホームページ (別記URLの 必要書類) からダウンロードできます。

【参考】

今回の送付先については以下のとおりです。

- 指導監督職員研修 (老人、障害者、児童)、福祉事務所長研修、生活保護自立支援推進研修  
→都道府県・指定都市・中核市の地域福祉担当課へ (合計129自治体 169ヶ所)
- ユニットケアに関する研修  
→都道府県・指定都市・中核市の高齢者福祉主管課へ (合計129ヶ所)
- 児童相談所の連携機能強化に向けた中堅職員研修  
→都道府県・指定都市・中核市の児童相談所主管課へ (合計129ヶ所)
- 婦人相談所等指導者研修  
→都道府県の子育て支援担当課へ (合計47ヶ所)
- 介護保険における保険者機能強化支援のための都道府県職員研修
- 介護保険における保険者機能強化のための指定都市職員研修  
→都道府県の高齢者福祉主管課へ (合計129自治体 130ヶ所)
- 医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修  
→都道府県の健康福祉部主管課へ (47ヶ所)

## 医療・福祉研修一覧

研修名 / URL / 研修期間	受講申込書の受付期間 (郵送必着)
1 都道府県・指定都市・中核市指導監督中堅職員研修 <a href="https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai01.html">https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai01.html</a> ① 社会福祉法人・老人福祉施設担当 研修期間：令和4年 5月31日(火)、6月1日(水)	令和4年 3月22日(火)～ 4月12日(火)
② 社会福祉法人・障害者福祉施設担当 <a href="https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai02.html">https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai02.html</a> 研修期間：令和4年 5月31日(火)、6月2日(木)	
③ 社会福祉法人・児童福祉施設担当 <a href="https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai03.html">https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai03.html</a> 研修期間：令和4年 5月31日(火)、6月3日(金)	
2 ユニットケアに関する研修 (施設整備・サービスマネジメント) <a href="https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai15.html">https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai15.html</a> 研修期間：施設整備 令和4年 7月 6日(水)及び7月 8日(金) サービスマネジメント 令和4年 7月 6日(水)～ 7月 7日(木)	4月 1日(金)～ 4月28日(木)
3 福祉事務所長研修 <a href="https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai04.html">https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai04.html</a> 研修期間：令和4年 7月27日(水)～ 7月29日(金)	4月28日(木)～ 5月27日(金)
4 生活保護自立支援推進研修 <a href="https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai05.html">https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai05.html</a> 研修期間：令和4年 9月14日(水)～ 9月16日(金)	6月 1日(水)～ 7月 1日(金)
5 児童相談所の連携機能強化に向けた中堅職員研修 <a href="https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai06.html">https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai06.html</a> 研修期間：令和4年11月 9日(水)～11月11日(金)	8月 4日(木)～ 9月 2日(金)
6 婦人相談所等指導者研修 <a href="https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai07.html">https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai07.html</a> 研修期間：令和4年11月30日(水)～12月 2日(金)	8月 15日(月)～ 9月16日(金)
7 介護保険における保険者機能強化支援のための都道府県職員研修 <a href="https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai08.html">https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai08.html</a> 研修期間：令和4年 9月 26日(月)～ 9月28日(水)	6月 27日(月)～ 7月22日(金)
8 介護保険における保険者機能強化のための指定都市職員研修 <a href="https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai09.html">https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai09.html</a> 研修期間：令和4年9月26日(月)、9月29日(木)、9月30日(金)	6月 27日(月)～ 7月22日(金)
9 医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修 <a href="https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai10.html">https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai10.html</a> (第1回) 研修期間：令和4年6月27日(月)～6月29日(水)	3月 25日(金)～ 4月26日(火)
(第2回) 研修期間：令和4年11月14日(月)～11月16日(水)	8月 1日(月)～ 8月31日(水)

➤ 令和4年度 医療・福祉研修実施要領

1 受講申込

各研修担当主管部（局）長は、研修ごとの受講資格を確認の上、様式（公文書・受講者推薦名簿・受講申込書）を各提出期限（郵送必着のこと）までに国立保健医療科学院総務部研修・業務課宛て提出してください。（受講者推薦名簿の番号が推薦順になります。ただし、選考の結果必ずしも推薦名簿上位の者が受講許可となるとは限りません。）

なお、各様式は本院ホームページ（下記URLの 必要書類）からダウンロードできます。

2 受講決定について

研修ごとに選考の上定員の範囲内で受講の可否を決定し、その結果を推薦者宛てに通知します。推薦者から各受講申込者にお知らせください。

3 研修期間及び受講申込書等の提出期限

研修名 / URL / 研修期間	受講申込書の受付期間 <u>（郵送必着）</u>
<p>1 都道府県・指定都市・中核市指導監督中堅職員研修</p> <p><a href="https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai01.html">https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai01.html</a></p> <p>① 社会福祉法人・老人福祉施設担当</p> <p>研修期間：令和4年 5月31日（火）、6月1日（水）</p>	<p>令和4年</p> <p>3月22日（火）～</p> <p>4月12日（火）</p>
<p>② 社会福祉法人・障害者福祉施設担当</p> <p><a href="https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai02.html">https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai02.html</a></p> <p>研修期間：令和4年 5月31日（火）、6月2日（木）</p>	
<p>③ 社会福祉法人・児童福祉施設担当</p> <p><a href="https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai03.html">https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai03.html</a></p> <p>研修期間：令和4年 5月31日（火）、6月3日（金）</p>	
<p>2 ユニットケアに関する研修（施設整備・サービスマネジメント）</p> <p><a href="https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai15.html">https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai15.html</a></p> <p>研修期間：施設整備 令和4年 7月 6日（水）及び7月 8日（金）</p> <p>サービスマネジメント 令和4年 7月 6日（水）～ 7月 7日（木）</p>	<p>4月 1日（金）～</p> <p>4月28日（木）</p>
<p>3 福祉事務所長研修</p> <p><a href="https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai04.html">https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai04.html</a></p> <p>研修期間：令和4年 7月27日（水）～ 7月29日（金）</p>	<p>4月28日（木）～</p> <p>5月27日（金）</p>
<p>4 生活保護自立支援推進研修</p> <p><a href="https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai05.html">https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai05.html</a></p> <p>研修期間：令和4年 9月14日（水）～ 9月16日（金）</p>	<p>6月 1日（水）～</p> <p>7月 1日（金）</p>

<p>5 児童相談所の連携機能強化に向けた中堅職員研修</p> <p><a href="https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai06.html">https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai06.html</a></p> <p>研修期間：令和4年11月 9日（水）～11月11日（金）</p>	<p>8月 4日（木）～ 9月 2日（金）</p>
<p>6 婦人相談所等指導者研修</p> <p><a href="https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai07.html">https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai07.html</a></p> <p>研修期間：令和4年11月30日（水）～12月 2日（金）</p>	<p>8月15日（月）～ 9月16日（金）</p>
<p>7 介護保険における保険者機能強化支援のための都道府県職員研修</p> <p><a href="https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai08.html">https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai08.html</a></p> <p>研修期間：令和4年 9月 26日（月）～ 9月28日（水）</p>	<p>6月27日（月）～ 7月22日（金）</p>
<p>8 介護保険における保険者機能強化のための指定都市職員研修</p> <p><a href="https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai09.html">https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai09.html</a></p> <p>研修期間：令和4年9月26日（月）、9月29日（木）、9月30日（金）</p>	<p>6月27日（月）～ 7月22日（金）</p>
<p>9 医療ソーシャルワーカーリーダーシップ研修</p> <p><a href="https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai10.html">https://www.niph.go.jp/entrance/r4/course/short/short_syakai10.html</a></p> <p>（第1回）研修期間：令和4年6月27日（月）～6月29日（水）</p>	<p>3月25日（金）～ 4月26日（火）</p>
<p>（第2回）研修期間：令和4年11月14日（月）～11月16日（水）</p>	<p>8月 1日（月）～ 8月31日（水）</p>

#### 4 オンライン研修受講に係る諸条件等について

- (1) 全ての講義は、ZOOMシステムを使用したライブ形式で実施します。（録画の公開（配信）は行いません。）
- (2) 本院に来院してのオンライン受講は認めておりません。
- (3) ZOOMが使用できる接続環境が必要です。事前に受講場所（勤務場所、自宅等）でZOOMの接続確認を必ず行ってください。（演習科目等でZoomの諸機能（画面共有・ファイルの送受信ほか）を使用することから、ZoomをインストールしたPCでの受講を推奨します。タブレットやスマートフォンでは、これら機能を十分に使用できないことがあります。また、PCであっても職場等のセキュリティ環境によって、上記諸機能が使用できないこともあります。あらかじめ所属機関のネットワーク担当部署へ確認いただきますようお願いいたします。）

研修受講時には、1人に1台のPCを準備ください。

- (4) インターネットへの接続環境やPC及び受講に必要なソフトウェアの準備は受講側で行っていただきます。

※必要なソフトウェア：Office2013以降のWord、Excel、PowerPoint、Acrobat Reader

（詳細は当院HPの各研修のサイトを参照ください。）



※PCは、マイク、カメラが必須です。OS環境はWindows10を推奨します。

(後付けのマイク・カメラを使用されても構いません。)

(5) 個別の接続に関する技術的なサポートは、当院では行えませんので、所属機関のネットワーク担当部署へ相談してください。

(6) 講義資料は、当院の遠隔教育システムに電子ファイルで掲載します。紙媒体が必要な場合は、受講側で印刷してください。

※著作権に抵触する恐れがありますので、講義資料を印刷した後の電子ファイルは、必ず消去してください。電子ファイルを消去せず、自身のPC、外付けハードディスク等への保存及び他人へ電子ファイルを送信することは禁止します。

(7) 研修画面をビデオカメラ等で録画することは、禁止します。

(8) 本院の遠隔教育システムに(視聴覚教材を含む)事前課題等も掲載します。研修オンライン化に伴い、事前課題への取組がより重要になっていますので、期限までに提出をお願いします。

(9) 受講場所は、職場、テレワークでの自宅等、受講場所は、問いません。

ただし、研修期間中は、研修に専念してください。

※職場から参加される方は、研修中に業務等で席を外されることのないよう、あらかじめ職場の理解を得ておく等の対応をお願いします。

## 5 その他

(1) 関係各課への周知徹底のお願い

都道府県等において、各研修の担当課が複数にわたっている場合は、各研修に係る実施計画の周知徹底を図るよう、本募集要領を関係所管課及び福祉事務所・児童相談所・婦人相談所・社会福祉関連施設等へお知らせください。

(2) 受講経費

受講料は必要ありません。

(3) 事前提出課題

研修内容充実のため、受講に際し事前課題を提出していただきます。

様式等は受講可否通知の際に併せてお知らせします。

(4) 修了証書の交付

研修を修了した方に、修了証書を交付します。ただし、原則、全ての日程を修了しないと修了証書をお渡しできません。また、到達テスト、グループワーク演習成果物、レポート等により、修了時評価を行います。一定の水準に達していると評価されることが修了の要件になります。